

開成町日曜議会開会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議会活動をより多くの方に知っていただくため日曜議会を開会するために必要な事項を定めことを目的とする。

(開催)

第2条 日曜議会は原則として、6月会議に開会するものとする。

(内容)

第3条 日曜議会で行う内容は、次のとおりとする。

(1) 原則として一般質問を行う。

(2) 質問は、一人1項目とし、持ち時間は30分とする。ただし、通告により短縮することができる。

(質問の順番)

第4条 質問の締切日以後にくじ引きにより順番を決めるものとし、くじは議長が引き、立会いは副議長、議会運営委員会の委員長と副委員長とする。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、性別、年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 傍聴は本会議場の傍聴席とし、入りきれないときは、テレビモニターを全員協議会室に設置して傍聴するものとする。

(その他)

第6条 この定めに、疑義が生じたときは、議会運営委員会で協議して決める。

附 則

この要綱は、平成17年12月定例会に適用する。

この要綱は、平成18年12月定例会に適用する。

この要綱は、平成19年12月定例会に適用する。

この要綱は、平成20年第2回(6月)定例会から適用する。

この要綱は、平成21年第1回定例会6月会議から適用する。

この要綱は、平成22年第1回定例会6月会議から適用する。